

玄海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 12 月 7 日制定

令和 2 年 10 月 2 日改正

玄海町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

玄海町においては、中山間地域が大部分を占めており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっている。地域の実態に応じた取り組みを推進し、特色ある地域農業の振興を図ることが求められている。

また、耕作条件不利地域においては、高齢化の進行とともに、遊休農地の発生が懸念され、その発生防止に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を推進して行く必要がある。

以上のような観点から、地域の特徴を活かし、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、玄海町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和 5 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行う。今回、令和 2 年 3 月時点の結果をもとに見直しを行うものである。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	1,055ha	99.4ha	9.4%

3年後の現状 (令和2年3月)	1,010ha	91ha	9.0%
目 標 (令和5年3月)	964ha	46ha	4.7%

【目標設定の考え方】

遊休農地の割合を半減することを目標とする。

注：「管内の農地面積」については、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 玄海町農業委員と推進委員の担当制またはチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っている、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて対応を図り、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地の利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	956ha	426ha	44.6%
3 年後の現状 (令和 2 年 3 月)	919ha	431ha	46.9%
目 標 (令和 5 年 3 月)	900ha	720ha	80.0%

【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

注：「管内の農地面積」については、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 地域における農地の問題解決のための「人・農地プラン」の作成・見直しへは、「意向調査の実施」「集落の話合い活動」による実質化が求められており、農業委員・推進委員の立場で必要な協力を行うものとする。

② 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

③ 農地の利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て、都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成 29 年 4 月)	1 人 (0.3ha)	0 法人
3 年後の現状 (令和 2 年 3 月)	0 人	0 法人
目 標 (令和 5 年 3 月)	1 人 (0.5ha)	1 法人 (2ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構や関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて適切な対応を図って行く。

② 新規就農（参入）の確保について

- 町、農協等と連携し、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制の整備に協力する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、関係機関と協力し、農地中間管理機構も活用して、企業参入への助言指導を行って行く。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の区域内において、高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域については、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。